

判 決 骨 子

第1 被告靖國神社について

- 1 原告らの主張する敬愛追慕の情を基軸とする人格権は、被告靖國神社による本件戦没者の合祀という宗教的行為による不快の心情ないし被告靖國神社に対する嫌悪の感情と評価するほかないので、被告靖國神社の宗教的行為その他の行為が強制や不利益の付与を伴わない限り、直ちに法的利益として認めることができない。
- 2 被告靖國神社による合祀行為等は、祭神を祀るという抽象的・観念的行為であって、宗教上の信仰の自由と同程度に被告靖國神社が当然に有する信教の自由にに基づき自由になし得るものであって、他者に対する強制や不利益の付与を想定することができないものである。
- 3 したがって、被告靖國神社の合祀行為等によって、原告らの法的利益が侵害されたとは認められないので、原告らの被告靖國神社に対する請求はいずれも理由がない。

第2 被告国について

- 1 被告国の行為は、被告靖國神社における合祀において、戦没者の情報の把握に協力するという多数の合祀を行う上で重要な要素をなしていたといえるものの、合祀については、被告靖國神社が最終的に決定していたのであるから、被告靖國神社の合祀行為等に関する判断に対して、被告国の行為に、事実上の強制とみられる何らかの影響力があつたとは認められず、原告らの法的利益の侵害の成否は、被告靖國神社による合祀それ自体が原告らの法的利益を侵害したか否かを検討すれば足りるところ、既に判断したように、被告靖國神社の合祀行為等によって、原告らの法的利益が侵害したとは認められない。
- 2 したがって、原告らの被告国に対する請求についてもいずれも理由がない。

## 判 決 要 旨

### 第1 主文要旨

原告らの請求をいずれも棄却する。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

本件は、原告らが、① 被告靖國神社及び被告国に対し、被告靖國神社による本件戦没者の合祀行為等により、原告らの人格権が侵害され精神的苦痛を受けたとして、また、被告国による被告靖國神社に対する情報提供行為が被告靖國神社の合祀という違法行為の協力行為であり共同不法行為に当たるとして、不法行為に基づく損害賠償請求権又は国家賠償法に基づく損害賠償請求権に基づき、原告一人あたり100万円の慰謝料の支払を求めるとともに、② 被告靖國神社に対し、同被告の合祀行為等によって、原告らの人格権を侵害されているとして、人格権に基づく妨害排除請求権に基づき、被告靖國神社所有の靈篋等から、本件戦没者の氏名の抹消を求めている事案である。

#### 2 主な争点

被告靖國神社の合祀行為等及び被告国の被告靖國神社に対する情報提供行為等によって、原告らの人格権及び原告らの法的利益等が侵害されたといえるか。

### 第3 主な争点に対する当裁判所の判断の要旨

#### 1 原告らの主張する人格権及び法的利益について

- (1) 宗教に基づく感情以外の、自己の信じる信念や理念等に基づく精神生活一般においても、人が他者の宗教的行為その他の行為によって自己の精神生活の静謐を害されたとして不快の心情ないし感情を持つこともあり得るものであるが、このような心情ないし感情を被侵害利益として、直ちに損害賠償を請求し、又は差止めを請求するなどの法的救済を求めることができるとするならば、他者の信教の自由その他の自由権を妨げる結果となることは、昭和63年大法院判決で判示された宗教的感情における場合と同様であるので、上記心情ないし感情についても直ちに法的利益として認めることができない

と解すべきであって、他者の宗教的行為その他の行為が強制や不利益の付与を伴わない限り、上記心情ないし感情には、損害賠償請求及び差止請求を導く法的利益は認められないと解すべきである。

- (2) そして、原告らは、自己イメージと不可分一体のものである近親者等に対する敬愛追慕の情を法的利益として主張しているが、その「自己イメージ」というものは、概念が確立されておらず、その内容及び外延が判然としていないのであるから、名誉やプライバシーの概念を媒介にしないで直接の法的保護の対象とすることはそもそも困難であり、また、人は社会的な存在であって、他者からイメージを付与されることが不可避であるところ、故人に対して縁のある他者が抱くイメージも多々存在するものであり、故人に対する遺族のイメージのみを、法的に保護すべきものであるとは考えられない。

そうだとすれば、名誉権の侵害及びプライバシーの利益の侵害を具体的に主張していない原告らの主張する感情は、結局のところ、被告靖國神社による本件戦没者の合祀という宗教的行為による不快の心情ないし被告靖國神社に対する嫌悪の感情と評価するほかなく、直ちに法的利益として認めることができない。

## 2 被告靖國神社による侵害について

被告靖國神社による合祀行為等は、祭神を祀るという抽象的・観念的行為であって、他者に対する強制や不利益の付与を想定することができないものであるから、合祀行為等によって、誰かに、何らかの強制や不利益の付与があったと認めることはできない。

したがって、故人の遺族以外の者が、故人に対する慰霊行為等をする場合には、故人の遺族等の同意・承認等を得ることが社会的儀礼として望ましいとしても、被告靖國神社の合祀行為等には、強制や不利益の付与が伴っていないのであるから、原告らの主張する人格権の中核をなす敬愛追慕の情には、損害賠償請求及び差止請求を導く法的利益は認められず、原告らの被告靖國神社に対する請求は、いずれも理由がない。

### 3 被告国による侵害について

- (1) 国の損害賠償責任が認められるためには、法律上保護された利益の侵害が必要であるところ、国の行為による法的利益の侵害の判断については、合祀は、神社にとって最も根幹をなすところの奉斎する祭神にかかわるものであり、当該神社の自主的な判断に基づいて決められる事柄であるので、国の行為が、神社の自主的な判断に基づいて決められるべき合祀に関する判断に対して、事実上の強制とみられる何らかの影響力を有したとすべき特段の事情の存しない限り、法的利益の侵害の成否は、私人たる神社による合祀それ自体が法的利益を侵害したか否かを検討すれば足りると解すべきである。
- (2) そして、被告国の行為は、被告靖國神社における合祀において、戦没者の情報の把握に協力するという多数の合祀を行う上で重要な要素をなしていたといえるものの、被告国は被告靖國神社のためだけに戦没者情報を集めていたわけではなく、また、結局のところ、合祀については、被告靖國神社が最終的に決定していたのであるから、被告靖國神社の合祀行為及び合祀継続行為に関する判断に対して、被告国の行為に、事実上の強制とみられる何らかの影響力があつたとは認められない。
- (3) したがって、法的利益の侵害については、被告靖國神社による合祀行為等が原告らの法的利益を侵害したか否かを、合祀当時の状況に基づいて検討すれば足りるところ、上記のとおり、被告靖國神社の合祀行為等によって、原告らの法的利益が侵害されたとは認められないのであるから、被告国は、原告らの法的利益を侵害していないと認められ、原告らの被告国に対する請求はいずれも理由がない。

### 4 結論

以上のとおりであつて、原告らの請求はいずれも理由がない。